

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	健康福祉政策課 泉健康福祉地域事務所
評 価 対 象 期 間 (最終年度入れない)	平成27年4月1日 ~ 平成29年3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	八代市柿迫生きがいセンター
	所 在 地	八代市泉町柿迫5157番地
	設置目的	市民が集い、憩う場として自らの健康の維持管理を図り、長寿を全うできるよう活用するため。
指定管理者	名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会
	所 在 地	八代市本町1丁目9番14号
指定管理業務の内容	本条例第3条各号に掲げる事業に関する業務 生きがいセンターの利用の許可に関する業務 生きがいセンターの利用に係る料金の徴収に関する業務 生きがいセンター施設及び附属施設の維持及び修繕に関する業務	
指 定 期 間	平成27年4月1日 ~ 平成30年3月31日 3年	

II 利用状況

	平成28年度 (最終年度)	平成27年度 (導入初年度)	増減 ※評価対象最終年度と 制度導入初年度との比較
開 館 日 数	282	272	10
施設利用者数	4438	4402	36
施設稼働率	77.26	74.32	3
事業参加者数	4438	4402	36

III 収支状況(評価対象期間全体) ※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	増 減	備 考
収 入	10,749	9,586	921	
指定管理料	9,854	8,812	-1,042	
利用料金	895	774	-121	
その他()	0	0	0	
支 出	10,749	9,586	1,163	
人件費	5,902	5,442	460	
事務費	225	211	14	
事業費	670	728	-58	
管理費	3,952	3,205	747	
その他()			0	
収 支	0	0	0	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		24
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	25	3	15
①開館時間・休館日の運用			
②利用状況			
③広報計画			
④勤務者の教育・研修			
⑤その他の取組み			
(2) 利用者満足度	15	3	9
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由]	。住民の親睦を図る集いの場所として各種集會、行事等に会場を多く提供している。また、高齢者の福祉保健の増進のために元気体操やいきいきサロンを通年開催する会場となっている。健康管理及び保持増進の事業である一般入浴へ利用がある。		
2 管理経費縮減に関する取組み	15		8
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	3	6
①経費節減の取組み			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	5	2	2
①収支			
[評価の理由]	職員が意識してこまめにスイッチ操作を行う、クーラーの使用期間を短くする、電気の使用プランを安いものに変更する等細かく節電に努めている。		
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	30		24
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	10	4	8
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設整備、備品管理（点検や修繕等）			
④清掃業務			
⑤入浴施設の衛生管理			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	20	4	16
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③情報公開			
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			
[評価の理由]	有資格者を適材適所に配置し、利用者本位のサービス提供を心掛けて業務に従事している。職員の資質向上のため、守秘義務等の倫理意識などの研修を開き、また、職員間の情報の共有・サービスの標準化にも努めている。快適な環境の提供に向けて、館内及び入浴施設の清掃等を実施している。		

4	その他の取組み	15		12
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域との連携	10	4	8
	②他の施設との連携			
	③地域交流事業の実施			
	(2) 地域雇用への配慮			
	①市民採用・再雇用	5	4	4
	②地元業者委託			
	[評価の理由]			
	地域の行事等に会場として場所を提供し、地域との連携を図っている。また社会参加促進のためにも会場を提供をしている。雇用については、地域雇用の場としての役割を果たしている。			
	合 計	100		68

【総合評価結果】

合計得点	68	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%	↓	目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。